

**特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の特例チェックシート (措法35条の2)**

《特例の概要》

個人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地を売却した際に、その売却した年の1月1日時点で所有期間が5年を超える場合には、譲渡所得について最高1,000万円を控除することができます。

住所		氏名	
----	--	----	--

(注) 「はい」「いいえ」を○で囲みながら進んでください。



**譲渡益を限度として  
措法35条の2の特例の適用を受けることができます。**

このチェックシートは、売却した土地等に係る登記事項証明書や売買契約書の写しなどの売却した土地等が平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得されたことを明らかにする書類とともに、確定申告書に添付して提出してください。

措法：租税特別措置法